新	IΒ
1.保安林指定予備調査	1.保安林指定予備調查
書類調査により、保安林指定調書及び保安林指定調査地図に記入す	保安林指定を要する区域にかかる土地の境界及び権利関係に係る次
べき内容を明らかにする。また、資料に不足又は不整合がないかを	<u>の調査を行う。</u>
<u>確認する。</u>	①地籍図または地籍図案の複製
	②保安林指定同意書と登記簿の照合
	③森林計画図上における要指定地の位置特定
	④要指定地についての報告
主な作業	_(追加)_
(1) 土地隣接関係の整理	
(2) 保安林指定対象土地及びその隣接土地に係る登記情報の整理	
(3) 保安林指定同意者に係る未登記の事項の有無の確認	
(4)保安林指定対象区域の妥当性確認	
(5)保安林指定対象区域図と公図等転写連続図の整合性確認	
(6) その他保安林指定調書の記載事項に関する調査	
(7)以上にかかる資料の不足又は疑問点の共有	
保安林指定予備調査 (1箇所当たり)	保安林指定予備調査 (1箇所当たり)
測量技師補 0.70人	測量技師補 0.70人
注1. 現地ないしは地形図上における筆界の特定作業は含まない。	(追加)
注2. 資料の不足又は不整合について発注者に報告し、発注者が資	
料の追加・修正を行った場合の、再度の確認作業を含む。	
2.保安林指定及び保安施設地区現地調査	2.保安林指定及び保安施設地区現地調査

	新		IΒ
現地調査及び聞き	(取り調査により、保安林 (保安施設地区) 指定調書	県の指示する要抗	旨定地について、現地において次の調査を行う。
及び保安林(保安	皮施設地区)指定調査地図に記入すべき内容を明ら	①林況調査	
かにする。また、	保安林(保安施設地区)指定申請書に添付する写真	②治山事業との関	<u>関係調査</u>
を撮影する。		③受益対象調査	
		④要指定地の外額	見調査
		⑤伐採種区分調查	<u> </u>
主な作業		(追加)	
(1)現地踏査			
(2) 写真撮影			
(3) 以上にかか	<u>、る資料の不足又は疑問点の共有</u>		
保安林指定現地調	周査 (1箇所当たり)	保安林指定現地訓	周査 (1箇所当たり)
測量技師補	1.0人	測量技師補	1.0人
測量助手	1.5人	測量助手	1.5人
軽作業員	0.5人	軽作業員	0.5人
保安施設地区調査	至外業 (1箇所当たり)	保安施設地区調査	査外業 (1箇所当たり)
測量技師補	1.0人	測量技師補	1.0人
測量助手	1.5人	測量助手	1.5人
軽作業員	0.5人	軽作業員	0.5人
注1. 保安林指定	調査において、部分指定保安林等、現地測量を要す	(追加)	

新	IΗ
る場合、別途計上する。	
注2. 航空写真等の利用可能な既存資料の探索を含む。	
3.保安林指定及び保安施設地区指定調書作成	3.保安林指定及び保安施設地区指定調書作成
発注者の指示する PC により、保安林情報管理システムへの情報入	県の指示を受け次の書類を作成する。
<u>力を行う。</u>	
また、保安林 (保安施設地区) 指定調査調書、保安林 (保安施設地区)	① 保安林又は保安施設の指定に係る調査
指定調査地図及びこれらに添付する資料を作成する。併せて、その	①-1 保安林の指定に係る調書
内容にかかる参考情報を整理した資料を作成する。	①-2 保安施設地区の指定に係る調書
	② 保安林指定調査地図 または 保安施設地区指定調査地図
	③ 位置図
	④ 「保安林指定予備調査」及び「安林指定及び保安施設地区現地調
	査」で収集、作成した書類
	<u>④-1 地籍図または地籍図案の複製物</u>
	④-2 筆界、樹種、混合歩合、疎密度及び下層植生の参考となる写
	真
	④-3 無立木面積の算出方法がわかる資料
	④-4 要指定地の外観写真
	④-5 択伐または禁伐の区域の参考となる写真
	④-6 その他
	⑤ 要指定地の外周を示すシェープファイル

新	IΒ
	なお、②、③における要指定地の外周ついては⑤と同様のデータを
	用いること。
主な作業	(追加)
(1) 保安林指定調書に係るシステム入力	
(2) 保安林指定区域図のシェープファイル化	
_(3) 保安林位置図の作成	
_(4) 保安林指定調査地図の作成	
(5) 保安林指定調書に添付する写真の作成	
_(6) 写真撮影位置図及び無立木地分布図の作成	
保安林指定内業 (1箇所当たり)	保安林指定内業 (1箇所当たり)
測量技師補 0.3人	測量技師補 0.3人
測量助手 1.0人	測量助手 1.0人
<u>材料費 3%</u>	(追加)
雑品 1%	雑品 1%
	※雑品は直接人件費の1%
注1. 材料費は成果品及びその下見用資料の印刷に要する経費であ	(追加)
り、材料費として直接人件費の3%を計上する。	
注2. 雑品は所定の PC を利用するのに必要な移動等に要する経費	
であり、直接経費として直接人件費の1%を計上する。	
注3. 発注者に成果品一式の事前確認を受け、指示に従って修正す	
る作業(3回まで)を含む。	

新	旧
4.保安林付属図作成 保安林指定済み箇所で、保安林台帳付属図が未整備な箇所について 付属図の作成を行う。	4.保安林付属図作成 保安林指定箇所で、保安林台帳付属図が未整備な箇所について付属 図の作成を行う。
保安林台帳付属図作成(内業) (1筆当たり) 製図工 0.04人 雑品 5%	保安林台帳付属図作成(内業) (1筆当たり) 製図工 0.04人 雑品 5%
※雑品は直接人件費の5%5.打合せ協議 (1業務当たり)	※雑品は直接人件費の5%5.打合せ協議 (1業務当たり)
技師(A) 2.0人 測量技師補 3.0人 測量助手 1.0人	技師(A) 2.0人 測量技師補 3.0人 測量助手 1.0人
注1. 上記の歩掛は業務着手時、中間、成果品納入時の3回の打合せを行うことを想定したものであり、追加で中間打合せを行う場合は、追加する中間打合せ1回につき測量技師補、測量助手各1.0人を加算する。	<u>(追加)</u>
注2. 打合せ協議には、打合せ記録簿の作成時間及び移動時間(片道所要時間1時間程度)を含むものとする。	
6. <u>本歩掛において、各職種の業務内容は下表のとおり他の職種のものを兼ねるものとする。</u>	6.業務の職種は次のように読み替えるものとする。

新	IΒ
職種 業務内容を兼ねる職種	
測量技師補 技術員	測量技師補 →技術員
測量助手 補助員	測量助手 → <u>助手</u>
7.旅費交通費	7.旅費交通費
(km あたり)	(km あたり)
車賃(高知県治山林道事業労務資材単価による) 1.0 km	車賃 <u>29 円</u>
箇所ごとに、基地〜現場までの往復距離による。	箇所ごとに、基地〜現場までの往復距離による。
基地は高知市とする。	基地は高知市とする。
業務ごとに、基地〜現場までの往復距離は全箇所の合計値について	業務ごとに、基地〜現場までの往復距離は km 単位で整数止め(整
km 単位で整数止め(整数以下切り捨て)とする。	数以下切り捨て)とする。
打合せに要する旅費交通費については、打合せ場所として高知県治	(追加)
山林道課(高知県庁西庁舎)を想定する場合、基地から近いため計上	
<u>しない。</u>	
5人乗りライトバンにより積上げた額である。	5人乗りライトバンにより積上げた額である。
なお、離島等については、 <u>職員の旅費に関する条例に準じて、</u> 別途船	なお、離島等については、 <u>(追加)</u> 別途船賃等を計上すること。
賃等を計上すること。	
8.諸経費	8.諸経費
森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領	治山林道必携(委託業務設計積算編)第3部測量業務積算基準第1
第3部測量業務積算基準第1章測量業務積算基準1-3-1測量業	章測量業務積算基準1-3-1測量業務費2諸経費を準用するこ
務費2諸経費を準用すること。	と。

新	IΗ
また、内容は次のように読み替えるものとする。	また、内容は次のように読み替えるものとする。
測量作業→本業務	測量作業→本業務
直接測量費→直接業務費	直接測量費→直接業務費
9.電子成果品作成費	9.電子成果品作成費
森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領	治山林道必携(委託業務設計積算編)第3部測量業務積算基準第1
第3部測量業務積算基準第1章測量業務積算基準1-3-5電子成	章測量業務積算基準1-3-5電子成果品作成費を準用すること。
果品作成費を準用すること。	
<u>10.その他積算に関する事項</u>	_(新設)_
以上のほか、積算に関する事項については、原則として森林整備保	
全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領第3部測量	
業務積算基準の定めを準用する。	